

番号	深夜帯	始終業時刻	拘束時間	第1号	第2号
(1)	0時から5時までの間に労働時間が3時間以上かつ拘束時間が15時間以上ある場合		15時間以上	2,800円	2,200円
(2)	拘束時間が深夜帯にかかる場合			2,000円	1,700円
(4)	拘束時間が深夜帯にかからない場合	始終業時刻が5時から7時30分まで又は18時30分を過ぎ22時までの間にある場合	8時間以上	700円	600円



番号	深夜帯	始終業時刻	拘束時間	※第1号	※第2号
(1)	0時から5時までの間に労働時間が3時間以上ある場合		15時間以上	4,200円	3,600円
(2)	拘束時間が深夜帯にかかる場合			3,200円	2,600円
(3)	削除	削除	削除	削除	削除
(4)	拘束時間が深夜帯にかからない場合	始終業時刻が5時から7時30分まで又は18時30分を過ぎ22時までの間にある場合	8時間以上	1,000円	800円

※ 第1号：保線・電気関係等の屋外作業に従事する者及び駅業務（運転取扱業務除く。）に従事する者

※ 第2号：第1号に掲げる者以外の者

2 実施時期

2024年4月1日以降、新たに開始となる勤務から適用する。ただし、第1号に該当する勤務への適用については、システム改修等の対応に一定期間を要することから、準備出来次第、2024年4月分まで遡って支払う。

【解説】

手当関係については、昨年増額を勝ち取ったが、地上職で奮闘する組合員に広く反映できる改善内容として、今次春闘でさらなる増額を要求した。

鉄道事業は24時間勤務が多く、世間の人々が寝ている時間帯に働いている特殊な勤務であることに対する手厚い処遇改善として、さらなる手当の増額を強く訴えた。

深夜帯の業務が離職要因のひとつであり、当たり前と思っていた業務が現在の若い世代にとっては当たり前ではないものになっていることをしっかり受け止めて離職防止の観点からも改善すること、2019春闘の口頭表明にもある「地上職への環境改善」が目に見えて進んでいないことを強く訴えた。

深夜帯の業務を担っている組合員の労苦に報い、更なる意欲の向上を目的に、手当の増額を行うことができた。

※ 手当の支給の精算時期について

- 2024年5月及び6月支給分(4月及び5月実績分)ではすべて第2号適用として一旦支給。
- 4月及び5月実績分のうち、第1号が適用される社員については、第1号と第2号の金額差(200～600円/回)を2024年7月に別途追給予定。
- 2024年7月支給分(6月実績分)では、5月25日までに「担務別作業調書」に正当な深夜勤務等手当の区分(第1号と第2号の差異含む)を登録することで正当な金額を支給。

2 災害等特別出勤手当

1 内容

賃金規程第82条における呼出通知等の時刻及び月間の呼出通知等による出勤回数に応じて定める、当該出勤1回当たりの支払額について、次の通り見直す。

- 月間の呼出通知等による出勤回数によらず、呼出通知等の時刻ごとの金額とする。
- 支払額を「深夜帯」の場合10,000円、「20時から翌日7時までのうち深夜帯を除く時間」の場合9,000円、「前各号以外」の場合8,000円に、それぞれ増額する。

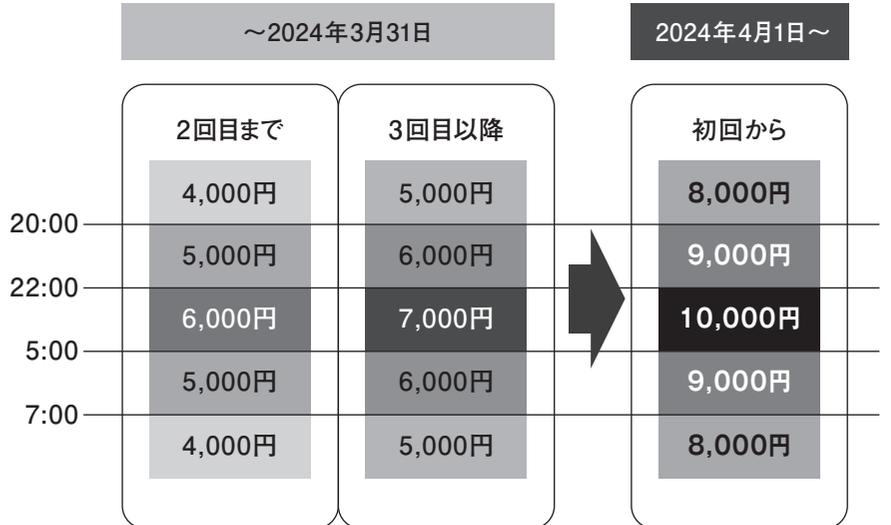
	呼出通知等の時刻	出勤回数	
		2回目まで	3回目以降
(1)	深夜帯	6,000円	7,000円
(2)	20時から翌日7時までのうち深夜帯を除く時間	5,000円	6,000円
(3)	前各号以外	4,000円	5,000円



	呼出通知等の時刻	支払額
(1)	深夜帯	10,000円
(2)	20時から翌日7時までのうち深夜帯を除く時間	9,000円
(3)	前各号以外	8,000円

2 実施時期

- 2024年4月1日以降、新たに発生する呼出から適用する。
- 2024年5月支給分(4月実績分)より、見直し後の支払額で支払予定



【解説】

手当関係においては、昨年増額を勝ち取った地上職で奮闘する組合員に広く反映できる改善内容として、今次春闘でさらなる増額を要求した。結果、今次春闘では増額し、呼出2回目まで、3回目以降の区分を初回から金額を統一した。呼出通知時間は勤務の不規則性に伴う負荷を勘案して区分は据え置かれてる。鉄道事業を支えるうえで重要な役割である異常時の対応を担っている方々の労苦に報い、更なるモチベーション向上を目的に増額を行うことができた。

3 夜間看護等手当

1 内容

賃金規程第71条に定める支払額を次のとおり見直す。

- 第71条第2号の支払額を5,000円に改める。
- 第71条第3号の支払要件を「深夜帯を全て含み、かつ、拘束時間が15時間以上の場合」としているところ、「深夜帯を全て含み、かつ、拘束時間が13時間以上の場合」に改める。また、第71条第3号の支払額を6,000円に改める。

2 実施時期

- 2024年4月1日以降、新たに開始となる勤務から適用する。
- 2024年5月支給分(4月実績分)より、見直し後の支払額で支払予定

- | | | |
|-----|------------------------------|--------|
| (1) | 深夜帯を2時間以上含み、かつ、拘束時間が8時間以上の場合 | 3,400円 |
| (2) | 深夜帯を4時間以上含み、かつ、拘束時間が8時間以上の場合 | 4,000円 |
| (3) | 深夜帯を全て含み、かつ、拘束時間が15時間以上の場合 | 5,000円 |



- | | | |
|-----|------------------------------|--------|
| (1) | 深夜帯を2時間以上含み、かつ、拘束時間が8時間以上の場合 | 3,400円 |
| (2) | 深夜帯を4時間以上含み、かつ、拘束時間が8時間以上の場合 | 5,000円 |
| (3) | 深夜帯を全て含み、かつ、拘束時間が13時間以上の場合 | 6,000円 |

【解説】

夜間看護手当の増額を求めて議論した。これまで大阪鉄道病院で働く組合員の手当関係の改善が進んでいなかったが、夜間勤務の労苦に報いる事や、人財の確保、定着のため、この度手当の増額と拘束時間の見直しを勝ち取ることができた。